

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則

1. 案内情報

- ①手続名 海技士国家試験（船舶職員及び小型船舶操縦者法第4条第2項）
- ②手続根拠 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第37条
- ③手続対象者 海技士国家試験を受験しようとする者
- ④提出時期 受験しようとする試験に係る試験開始日の35日前（2月1日に開催される定期試験にあっては、40日前）から15日前まで。
- ⑤提出方法 海技士国家試験申請書に写真2葉及びその他必要書類を添付し、試験を受ける地を管轄する地方運輸局に提出する。

⑥手数料（単位：円）

イ 海技士（航海）及び海技士（機関）

	身体検査	筆記試験	口述試験
一級・二級	870	7,200(7,100)	7,500
三級	870	5,400(5,300)	5,500
四級・五級	870	3,500(3,400)	3,700(3,600)
六級	870	2,400(2,300)	3,000(2,900)

* () 内は電子申請手数料

ロ 海技士（通信）

	身体検査	学科試験
一級	870	5,000(4,950)
二級	870	3,400(3,300)
三級	870	2,700(2,600)

* () 内は電子申請手数料

ハ 海技士（電子通信）

	身体検査	学科試験
一級・二級・三級	870	5,000(4,950)
四級	870	2,700(2,600)

* () 内は電子申請手数料

⑦添付書類・部数 1 部

- イ 戸籍抄本若しくは戸籍抄本記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し
 - ロ 海技従事者にあつては、海技免状の写し
 - ハ 海技士（通信）又は海技士（電子通信）の資格についての試験を申請しようとする者にあつては、無線従事者免許証及び船舶局無線従事者証明書の写し
 - ニ 規定の学校を卒業し、又は修了した者にあつては、卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は修了証書の写し若しくは修了証明書及び当該学校における修得単位証明書
 - ホ 乗船履歴の証明書
 - ヘ 海技士身体検査証明書
 - ト 身体検査の省略を受けようとする者にあつては、身体検査第一種合格証明書又は身体検査第二種証明書
 - チ 筆記試験に合格している者にあつては、筆記試験合格証明書
 - リ 一部の試験科目について筆記試験の免除を受けようとする者にあつては、当該筆記試験科目に係る筆記試験科目免除証明書
- ※海技免状、無線従事者免許証若しくは船舶局無線従事者証明書又は卒業証書若しくは修了証書の写しには、その正本と照合した旨地方運輸局又はその運輸支局の証明がなければならぬ。

⑧申請書様式 海技士国家試験申請書（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第10号様式）

⑨記載要領・記載例

詳しくは下記の各地方運輸局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報・提出先相談窓口

- 北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 0134 - 27 - 7189
- 東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022 - 791 - 7524
- 北陸信越運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 025 - 244 - 6128
- 関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045 - 211 - 7232
- 中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052 - 952 - 8027
- 近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06 - 6949 - 6434
- 神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078 - 321 - 7053
- 中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082 - 228 - 8794
- 四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087 - 825 - 1190
- 九州運輸局海上安全環境部海技資格課 093 - 332 - 8094
- 沖縄総合事務局運輸部船舶職員課 098 - 862 - 1454

※受付時間については、提出先にお問い合わせ下さい。

3 . 手続情報

- ①審査基準 船舶職員及び小型船舶操縦者法事務取扱要領（平成15年国海資第91号）
第55条
- ②標準処理期間 なし
- ③不服申立方法 行政不服審査法の規定による